

## 2 事業報告書等の提出

NPO法人は、次の書類を作成し、毎事業年度終了後3か月以内に、藤井寺市長あてに、提出しなければなりません。（事業報告書等は、まったく事業を実施しなかった場合でも、事業をしなかった旨を記載して提出する必要があります。）

これらの書類は、藤井寺市において閲覧に供されます。また、インターネット上でも公開されます（7ページを参照）。なお、閲覧に供される場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものが閲覧に供されることとなります。

提出期限が過ぎてもなお事業報告書の提出がない場合は、過料に処せられる場合があります。

また、3年以上にわたり、事業報告書等が提出されなければ、設立の認証の取消し対象となります。

### 〔事業報告書等の提出書類〕

事業報告書等の提出書類は下の表に示すとおりです。様式など定められたものはありませんが、それぞれのページの説明を参考として、すべて日本産業規格A列4番の大きさで作成してください。

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	事業報告書等の提出について	55	1 部	
2	事業報告書	56	2 部	
3	活動計算書	57	2 部	
4	貸借対照表	64	2 部	
5	財産目録	72	2 部	
6	年間役員名簿（前事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所又は居所及び報酬の受取の有無を記載した名簿）	82	2 部	
7	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	82	2 部	

◆郵送での提出も受け付けています。

### ※貸借対照表の公告及びその方法

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表を作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません。

- ①官報に掲載する方法
- ②日刊新聞紙に掲載する方法
- ③電子公告（法人のホームページのほか、内閣府NPO法人ポータルサイト等を利用する方法を含む。）
- ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とする場合は、定款変更が必要となりますので、ご留意ください。